

定期監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和8年 4月22日から 令和8年 7月 2日まで	環 境 部	環 境 政 策 課 環 境 保 全 課 廃棄物・リサイクル課	・ 監査委員事務局 ・ 柳川庁舎倉庫 ・ 監査委員室
令和8年 5月11日から 令和8年 7月 9日まで	議 会 事 務 局	総 務 課 議 事 調 査 課	・ 議会棟 ・ 監査委員室
令和8年 5月18日から 令和8年 8月 3日まで	都 市 整 備 部	都 住 政 策 課 建 宅 政 策 課 公 築 指 導 課 道 園 指 導 課 道 路 河 川 設 計 課 用 建 維 持 課 建 築 地 盤 課	・ 本庁舎 ・ 監査委員事務局 ・ 監査対象部局執務室 ・ 監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 公の施設の指定管理者に係る事務が適正に行われているか
- 6 滞納整理事務は適正に行われているか
- 7 使用料・手数料に係る調定事務・徴収事務が適正に行われているか
- 8 財産管理事務が適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 最低制限価格調書の最低制限価格の計算が誤っていた。
＜青森市最低制限価格制度要綱＞（議会事務局 議事調査課）
- 2 収納金を翌日までに払い込みしていなかった。
＜青森市財務規則第52条＞（都市整備部 都市政策課）
- 3 業務委託契約書の受託者の記名押印の一部に漏れがあった。
＜地方自治法第234条＞（都市整備部 道路維持課）
- 4 業務委託契約書の保証人の使用印鑑に誤りがあった。
＜地方自治法第234条＞（都市整備部 道路維持課）

- 5 契約保証金の免除手続きに不備があった。
＜青森市財務規則第134条＞ (都市整備部 道路維持課)
- 6 最低制限価格調書の最低制限価格に誤りがあった。
＜契約事務の手引き＞ (都市整備部 道路維持課)
- 7 最低制限価格調書への予定価格設定日記入もれが散見された。
＜契約事務の手引き＞ (都市整備部 道路維持課)